

独立行政法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営に関する省令の一部を改正する省令の概要

○ 省令改正の概要

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 59 号）の施行に伴い、電気通信基盤充実臨時措置法（平成 3 年法律 27 号、以下「基盤法」という。）第 6 条第 2 号が削除され、同号に規定する利子助成業務が廃止される。これにより、独立行政法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営に関する省令（平成 16 年総務省令第 68 号）において、業務方法書の記載事項に係わる経過措置を定める附則第 2 条から、基盤法第 6 条第 2 号を参照している附則第 2 条第 2 号を削除するもの。